

法令適用事前確認手続 回答通知書

平成21年11月26日

弁護士法人匠総合法律事務所
弁護士 秋野卓生

商務情報政策局消費経済政策課長

平成21年11月2日付けで別添により照会のあった件について、以下の見解を回答します。

照会書に提示されている貴殿が実現しようとする行為は、特定商取引に関する法律第7条及び第8条に基づく行政処分の対象となる。

本回答は、特定商取引に関する法律を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、特定商取引に関する法律第4条、第5条、第7条、第8条及び第26条第1項第1号との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。